

Active Directory保護対策ソフトウェア  
ライセンス調達仕様書

令和4年2月

兵庫県企画県民部  
科学情報局システム企画課

## 1 件名

Active Directory保護対策ソフトウェアライセンス

## 2 目的

本仕様書は、Active Directory保護対策ソフトウェアライセンス調達の発注者である兵庫県（以下「県」という。）と受注者との間において、ライセンスの導入の詳細な仕様を定めるものである。

## 3 品目及び数量

Tenable社のActive Directory保護対策ソフトウェアライセンス「Tenable.ad」：  
14,196ID対応ライセンス（ソフトウェア3年間保守及び初期構築作業を含む。）

## 4 納期

令和4年3月25日（金）

## 5 履行場所

兵庫県企画県民部科学情報局システム企画課（兵庫県庁第3号館12階）

## 6 ライセンス仕様等

Tenable.adについて次の要件を満たすこと。

- (1) Active Directory（以下「AD」という。）に登録されているID数14,196に対応するライセンスを提供すること。
- (2) オンプレミス環境で構築・運用が可能なライセンス形態であること。

## 7 作業内容

- (1) 県が提供するサーバにTenable.adのインストール作業を実施し、当該ソフトウェアが使用できるよう構築すること。ただし、サーバの構築に必要な仮想化ソフトウェア、Windowsサーバについては県から提供するものとする。
- (2) 県登録ADの14,196IDについて、県の指定する期間、Tenable.adを用いて各種ログを集計し、分析結果をレポートとして県に提出すること
- (3) ソフトウェアの取扱方法について、県が委託する県行政情報ネットワーク運用管理事業者に説明を実施すること。

## 8 仕様変更等

- (1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は県の承認を得ること。
- (2) 協議、打合せによる合意事項等の確認は議事録照合にて行なうこととする。

## 9 留意事項

(1) 機密保持

本調達遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 法令等の遵守

Tenable.adの導入に関して、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）、兵庫県情報セキュリティ対策指針及び個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、兵庫県情報セキュリティ対策指針及び個人情報取扱特記事項については、契約書に添付する。

(3) 知的財産の取扱い

ア 本調達で得られた成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条の権利を含む）を無償で県に譲渡すること。

イ 本調達で得られた成果物に著作者人格権を行使しないこと。また、本調達で得られた成果物に第三者の著作者がある場合は、当該著作者に著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとること。

ウ 本調達によって得られた成果物について、県が使用する権利及び県が第三者に使用を許諾する権利を無償で譲渡すること。

エ 特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用する時は、その使用に関する一切の責任を負うこと。

## 10 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県及び受注者の協議により定めるものとする。